

宮城県における国際水準GAPの推進方針

令和6年12月1日

農政部みやぎ米推進課

1 背景及び目的

本県では、生産者が安全安心な農産物を提供し、生産側と消費側の信頼関係を構築するための取組として生産段階から危害を未然に回避する作業管理を行い、高い安全性を確保することを目的として、平成30年3月に農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(以下、「共通基盤ガイドライン」という。)」に準拠した「宮城県におけるGAP導入の手引き」を策定し、GAPの取組を推進してきた。

こうした中、農林水産省は、輸出の拡大等により国際的な農産物の取引が増加していることなども踏まえ、従前の共通基盤ガイドラインに基づく「食品安全」「環境保全」「労働安全」の3分野のGAPの取組について、国際的に一般的となっている「人権保護」及び「農業経営管理」の分野を加えた国際水準相当のGAPの取組に引き上げ、全国に普及することとし、「食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)」において、「令和12年までにはほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進」することとした。

この実現に向けて、国は令和4年3月に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を定めるとともに、共通基盤ガイドラインを廃止し、新たに「国際水準GAPガイドライン」を策定し、都道府県に対しては国際水準GAPに基づいたGAP指導を求めている。

このため、本方針は、国の「我が国における国際水準GAPの推進方策」及び「国際水準GAPガイドライン」に基づき、県内の国際水準GAPの取組拡大を図ることで、本県の農業競争力の強化を図るとともに、持続的な農業生産の確立に寄与することを目的とする。

2 本方針の位置づけ等

- (1) 本方針は、国の「我が国における国際水準GAPの推進方策」を踏まえ、県が策定する国際水準GAPの推進に関する方針である。
- (2) 国が、共通基盤ガイドラインを廃止したことに伴い、このガイドラインに準拠して策定した「宮城県におけるGAP導入の手引き」は廃止する。

3 推進期間

本方針における推進期間は、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の計画期間に合わせ、令和6年度から令和12年度までとし、適宜必要な見直しを行うものとする。

4 基本的な考え方

- (1) これまでの共通基盤ガイドラインに準拠した「宮城県におけるGAP導入の手引き」に基づいたGAPの取組から、「宮城県GAP実践点検シート」取組事項に基づいた国際水準のGAPの取組に引き上げ、関係機関・農業団体等と連携し、農業者等の主体的な取組を推進する。
- (2) 第三者認証GAPを必要とする農業者や生産部会等に対して、第三者認証GAPの認証取得を支援する。
- (3) 国際水準GAPの取組拡大を円滑に進めるため、国際水準GAPの指導や第三者認証GAPの認証取得を支援できるGAP指導員を育成する。
- (4) 国際水準GAPの取組を拡大するため、生産者のみならず、消費者や実需者の理解促進を図る。

5 推進目標

国際水準GAPを導入及び認証を取得している件数（件）

現状 (R5)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
154	241	260	276	292	308	324	340

(第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画推進指標)

6 推進事項

- (1) 国際水準GAPの面的取組の拡大
 - イ GAPの取組に関心を持っている農業者等に対して、国際水準GAPに関する研修会の開催やGAP指導員による「みやぎ農場GAP取組支援制度」を活用した現地指導、「みやぎGAP推進アドバイザー」の派遣等を実施し、取組の推進を図る。
 - ロ 第三者認証GAP取得の意向がある農業者や生産部会等に対して、外部講師の派遣や「みやぎ農場GAP取組支援制度」を活用した普及指導員やJA営農指導員等のGAP指導員による国際水準GAPに準じた指導等による支援を行う。
 - ハ 「みやぎ農場GAP取組支援制度」を活用し、第三者認証取得後の認証の継続・更新をしなかった農業者等に対するフォローアップを実施する。
- (2) GAP指導員の育成・指導力の向上
 - イ 普及指導員やJA営農指導員等に対して、JGAP指導員基礎研修、ASIA GAP基礎差分研修、団体認証研修等の企画・派遣を実施し、国際水準GAPの指導ができるGAP指導員を育成する。
 - ロ GAP指導員に対して、現地指導手法の研修会や情報交換会の開催、第三者認

証GAPの内部監査や審査への立ち合い等により、GAP指導員のスキルアップを図る。

(3) 国際水準GAPの周知及び認知度向上

イ 農業高校や大学等の農業関係教育機関における第三者認証GAPの取得及び継続・更新を支援し、農業後継者等に対する国際水準GAPに関する理解を深める。

ロ 本県における国際水準GAPの取組状況や事例等について、県ホームページ等に掲載するとともに、GAP認証取得農場の生産物の販売会やPR活動を実施し、消費者や実需者に対する国際水準GAPの取組に関する認知向上を図る。

7 推進体制

(1) 国際水準GAPの取組について、県及び関係機関等が一体となった取組を円滑に推進するため、「宮城県GAP推進会議」を設置する。

(2) 「宮城県GAP推進会議」の設置要領については、別に定める。

附則 この方針は、令和6年12月1日から施行する。